

さいたま市水道局談合情報対応要領

1 趣旨

この要領は、さいたま市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が締結する請負等の契約に係る入札の適正を期するため、入札談合等の不正行為に関する情報（以下「談合情報」という。）への対応について定めるものとする。

2 財政局契約管理部入札企画課（以下「入札企画課」という。）との連携について

管理者の発注工事等において談合が発覚し、又は談合情報が寄せられた場合の対応又は処理については、水道局内において状況の確認を行うとともに、同時に入札企画課と今後の処理について協議するものとする。

3 調査担当の部局の決定

前項の協議の結果、管理者の権限で談合情報の調査（処分を含む。）を行うこととなった場合の事務処理については、次項以降の手続による。

4 談合情報の確認

- (1) 管理者が締結する請負等の契約に係る入札について談合の事実を自ら発見した者（疑わしい場合も含む。）又は談合情報に係る通報を受けた者は、次に掲げる事項を確認し、直ちに談合情報調書（様式第1号）を作成し、管財課長（以下「課長」という。）へ送付するものとする。

ア 談合の事実を自ら発見した場合（疑わしい場合も含む。）

- (ア) 日時
- (イ) 場所
- (ウ) 談合を特定する現場の状況
- (エ) その他

イ 通報を受けた場合

- (ア) 通報者の氏名・連絡先
- (イ) 入札対象工事等の名称
- (ウ) 入札(予定)日時・場所（発注機関名）
- (エ) 落札予定業者名・金額
- (オ) 談合等が行われた日時・場所
- (カ) 談合等に関与した業者名
- (キ) 談合等の方法
- (ク) その他必要事項

- (2) 新聞等の報道により談合情報を把握したときは、課長は当該報道機関に対して、取材及び報道活動に支障のない範囲で通報者等の談合情報の出所を明らかにするよう要請するものとし、(1)と同様に談合情報調書を作成するものとする。
- (3) 通報者が明らかなきときは、課長は通報者に対して情報内容の裏付け等の詳細を確認するものとする。
- (4) 課長は、談合情報への対応に当たり、入札執行の判断に時間的余裕がないときにあつては入札日の延期又は入札開始時刻の繰下げし、入札開始後にあつては入札の中断又は延期をするものとする。

5 部長等への報告

課長は、談合情報について上司へ報告するとともに、信ぴょう性を判断し速やかに、談合情報調書及び関係書類を添えて、所管部長等あて報告するものとする。

6 信ぴょう性の判断及び不正行為の有無の判断

課長は、必要に応じてさいたま市水道局契約審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り、談合情報の信ぴょう性及び不正行為の有無について判断するものとする。

7 落札者決定前に通報があつた場合の措置

(1) 事情聴取

ア 課長は、談合情報について信ぴょう性があると認められるときは、入札参加予定業者（共同企業体にあつては構成員。以下同じ。）のすべてから個別に事情聴取し、その内容について事情聴取書（様式第2号）を作成するものとする。

イ 事情聴取は、原則として入札日前に実施するが、時間的余裕がないときは入札を執行するか、入札を延期するかいずれかにより対応するものとする。

ウ 課長は、談合情報について信ぴょう性がないと認められるときは、入札を執行し、入札結果が談合情報と一致している場合は、落札の決定を一時保留し、当該入札の状況を所管部長等に報告し、報告を受けた所管部長等は、報告内容を確認し、必要に応じて課長に対して当該入札参加業者から事情聴取を行うなど、詳細な調査を指示するものとする。

エ 入札結果が談合情報と異なつた場合は、契約を締結するものとする。

(2) 談合の事実があると認められる場合

課長は、事情聴取の結果、不正行為の事実があったことを入札参加業者が認めたとき又は不正行為に係る証拠書類等を発見するなど不正行為があったことが明らかであると認められるときは、今後の措置方針について関連する法令等に基づき検討しその結果を委員会に諮り決定するものとする。

(3) 談合の事実があったと認められない場合

ア 課長は、事情聴取をした結果、不正行為の事実が確認されなかったときは、入札参加予定業者のすべてから当該入札について不正行為を行っていない旨の誓約書（様式第3号又は様式第4号）を自主的に提出させるものとする。

イ 課長は、入札執行後に不正行為の事実が明らかであると認めた場合は、入札指名通知書又は一般競争入札公告に基づき入札を無効とし契約を解除することがある旨の警告を発した上で、入札日時を定めて、入札の執行又は契約の締結をするものとする。

ウ 課長は、イに基づく入札を執行する場合、初度入札時に入札金額見積内訳書を提出させるものとする。また、入札金額見積内訳書の内容に疑義があるときは、入札を保留し対応方法について判断するものとする。

8 落札者決定後又は契約後に通報があった場合の措置

課長は、落札者決定後又は契約後に通報があったとき、既に入札結果等を公表していることに留意しつつ、対応方法を判断するものとする。

(1) 事情聴取

ア 課長は、談合情報について、信ぴょう性があると認められるときは、入札参加業者から事情聴取を実施するものとする。

イ 課長は、談合情報について、信ぴょう性がないと認められるときは、契約を締結又は継続するものとする。

(2) 談合の事実があると認められる場合

課長は、事情聴取の結果、不正行為の事実があったことを入札参加業者が認めたとき又は不正行為に係る証拠書類等を発見するなど不正行為があったことが明らかであると認められるときは、入札の無効又は契約解除等についての措置を講ずるものとする。

(3) 談合の事実があると認められない場合

ア 課長は、事情聴取をした結果、不正行為の事実が確認さ

れなかったときは、入札参加者のすべてから当該入札について不正行為を行っていない旨の誓約書(様式第3号又は様式第4号)を自主的に提出させるものとする。

イ 課長は、アの措置後に不正行為の事実が明らかになった場合は、入札の無効又は契約解除等についての措置を講ずるものとする。

9 入札企画課への報告

課長は、事情聴取等の結果を入札企画課長に報告するものとする。

10 談合等防止のための措置

課長は、談合等の防止を図るため、必要に応じて委員会に諮り、入札方法その他談合等の防止を目的とする措置をとることができるものとする。

11 談合情報に対する処理の報告

課長は、談合情報に対する処理結果について、速やかに、談合情報処理書(様式第5号)を作成し、指名業者一覧又は参加資格者一覧並びに談合情報調書、事情聴取書、誓約書、入札金額見積内訳書及び入札(見積)結果表の写し、不正行為の裏付けとなる資料その他の関係書類を添えて、管理者に報告するものとする。

12 公正取引委員会への資料の送付

管理者は、事情聴取を実施した談合情報についての11の資料を、逐次、公正取引委員会に対し様式第6号によりその事実を通知するものとする。ただし、状況に応じて取りまとめて通知することができるものとする。

13 警察への情報提供

業務部長は、事情聴取の結果談合の事実があると認められる場合は、11の資料を様式第7号により所管の警察署長へ送付し、情報提供するものとする。

14 その他

この要領に定めるもののほか、入札談合の情報の処理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月8日から施行し、この要領による改正後のさいたま市水道局談合情報対応要領の規定は、平成21年4月1日から適用する。